

10.1.9 廃棄物等

(1) 産業廃棄物及び残土

1) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

a. 造成等の施工による一時的な影響

(a) 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、発生量の削減に努める。
- ・分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適正に処理する。
- ・地形等を十分考慮し、改変面積を最小限に止める。
- ・工事に伴う発生土は、埋戻し、盛土、敷均し等に利用し、対象事業実施区域内で再利用する。
- ・工事の実施により粉じん等が発生するおそれがある場合には、適宜散水を行う。
- ・工事用資材等の搬出入車両の出場時には、必要に応じ、散水、タイヤ洗浄を行う。
- ・緑化には、可能な限り在来植物を選定する。
- ・造成工事にあたっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、沈砂池等濁水対策工を行う。
- ・適切な緑化を行い、植生の早期回復を図る。

(b) 予測

ア. 予測地域

対象事業実施区域とした。

イ. 予測対象時期

工事の期間中とした。

ウ. 予測手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画より産業廃棄物及び残土の発生量を予測した。

エ. 予測結果

(ア) 産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量は、表 10.1.9-1 に示すとおりであり、伐採木が 8,100t、木くず（型枠・丁張材）が 2t、廃プラスチック類が 2t、金属くずが 22t、紙くずが 2t、がれき類（コンクリートくず）が 300t、がれき類（アスファルト殻）が 800t 発生する。

表 10.1.9-1 工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量

廃棄物の種類		発生量 (t)	有効利用量 (t)	処分量 (t)	処理方法等
伐採木		8,100	8,100	0	有価材→業者へ売却 根株、枝葉→中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) ^{注2} →サーマルリサイクル
木くず（型枠・丁張材）		2	2	0	中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) ^{注2} →サーマルリサイクル
廃プラスチック類		2	2	0	分別→中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) ^{注2} →マテリアルリサイクル
金属くず		22	22	0	有価物処理(業者へ売却)
紙くず		2	2	0	分別回収し、リサイクル
がれき類	コンクリートくず	300	300	0	中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) ^{注2} で再資源化
	アスファルト殻	800	800	0	中間処理施設(合材プラント) ^{注2} で再資源化

注：1. 伐採木の量は、伐採面積に対して、根は 0.006t/m²、枝葉は 0.021t/m²、幹は 0.015t/m²として算出した。

2. 対象事業実施区域外の中間処理施設で再資源化する予定である。

(イ) 残土

工事の実施に伴い発生する土量は、表 10.1.9-2 に示すとおりである。発生する土量は、対象事業実施区域内の土捨て場において、適切な排水対策のうえ、安定した地盤となるよう安全な形状に転圧・成形を行い、原則として対象事業実施区域外への搬出は行わない計画であり、残土は発生しないと予測する。

表 10.1.9-2 工事に伴い発生する土量

工事種類		計画土量 (m ³)
発生量 (掘削、切土)	風力発電機ヤード、搬入路造成等	約 118,600
	風力発電機基礎掘削	約 6,000
	既存道路拡幅	約 27,300
利用量 (盛土、埋戻し)	風力発電機ヤード、搬入路造成等	約 63,200
	既存道路拡幅	約 41,500
	土捨て場への搬入量	約 47,200
合計（残土）		0

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避・低減に関する評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するための環境保全措置は以下のとおりである。

- ・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、発生量の削減に努める。
- ・分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適正に処理する。
- ・地形等を十分考慮し、改変面積を最小限に止める。
- ・工事に伴う発生土は、埋戻し、盛土、敷均し等を利用し、対象事業実施区域内で再利用する。
- ・工事の実施により粉じん等が発生するおそれがある場合には、適宜散水を行う。
- ・工事用資材等の搬出入車両の出場時には、必要に応じ、散水、タイヤ洗浄を行う。
- ・緑化には、可能な限り在来植物を選定する。
- ・造成工事にあたっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、沈砂池等濁水対策工を行う。
- ・適切な緑化を行い、植生の早期回復を図る。

これらの環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

(白紙のページ)